証券コード　6457
平成21年６月５日

株　主　各　位

兵庫県姫路市下手野一丁目３番１号
グローリー株式会社
代表取締役社長　西　野　秀　人

第63回 定時株主総会招集ご通知

拝啓　株主の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申しあげます。
　さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成21年６月25日（木曜日）午後５時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

【書面（議決権行使書）による議決権行使の場合】
同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】
パソコンまたは携帯電話から議決権行使サイト（http：//daiko-sb.gcan.jp）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。
なお、インターネット等による議決権の行使に際しては、後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認いただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成21年６月26日（金曜日）午前10時

２．場　　所　兵庫県姫路市下手野一丁目３番１号
当社　本社ウイングビル６階67会議室

３．目的事項

報告事項
１．第63期（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第63期（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案 剰余金の配当の件

第２号議案 定款一部変更の件

第３号議案 取締役９名選任の件

第４号議案 役員賞与支給の件

４．招集にあたっての決定事項

【議決権を複数回行使された場合の取扱い】

①書面（議決権行使書）により議決権を複数回行使された場合は、最後に到着したものを有効な議決権の行使として取り扱います。

②電磁的方法（インターネット等）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使として取り扱います。

③電磁的方法（インターネット等）と書面（議決権行使書）の両方で議決権を重複行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使を有効な議決権の行使として取り扱います。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.glory.co.jp/ir/）に掲載いたしますので、ご了承ください。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要課題の一つと位置づけており、自己資本をベースとした１株につき年間30円の安定配当を基準とし、連結業績等の動向も勘案（連結当期純利益の25％程度を目処）した利益還元を行うこととしております。

上記の基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、１株につき15円とさせていただきたく存じます。これにより、中間配当金15円を加えた年間配当金は30円となります。

１．配当財産の種類

金銭といたします。

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金15円

配当総額　1,024,345,590円

３．剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1)「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年１月５日に施行され、当社は同日をもって株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、現行定款の株券を発行する旨の条文（現行定款第７条）及びこれに伴い無効となった単元未満株券の不発行に関する条文（現行定款第９条第２項）、実質株主及び実質株主名簿に関する条文（現行定款第10条第１項及び第12条第３項）に所要の変更を行うものであります。

なお、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から１年を経過するまでは、株主名簿管理人が株券喪失登録簿に係る事務を取り扱うため、経過措置として、その旨の附則を設けるものであります。

(2) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所であります）

現行定款	変更案
（株券の発行） 第７条　当会社は、株式に係る株券を発行する。	（削除）
第８条　（条文省略）	第７条　（現行どおり）
（単元株式数および単元未満株券の不発行） 第９条　当会社の単元株式数は、100株とする。 ２．当会社は、第７条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。	（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。 （削除）
（単元未満株式についての権利） 第10条　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利 （２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 （４）次条に定める請求をする権利	（単元未満株式についての権利） 第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利 （２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 （４）次条に定める請求をする権利
第11条　（条文省略）	第10条　（現行どおり）
（株主名簿管理人） 第12条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ３．当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。	（株主名簿管理人） 第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
第13条～第42条　（条文省略）	第12条～第41条　（現行どおり）

現　　　行　　　定　　　款	変　　　更　　　案
（新設）	附則 　当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。 　なお、本附則は、平成22年１月５日まで有効とし、平成22年１月６日をもって削除する。

第３号議案　取締役９名選任の件

　取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役９名の選任をお願いしたいと存じます。

　取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	尾上壽男 （昭和10年８月16日生）	昭和36年７月　当社入社 昭和45年６月　当社総務部長 昭和45年12月　当社取締役 昭和49年12月　当社常務取締役 昭和53年１月　当社専務取締役 昭和55年１月　当社代表取締役副社長 平成元年６月　当社代表取締役社長 平成13年６月　当社代表取締役会長 （現在に至る） ［他の法人等の代表状況］ 姫路商工会議所 会頭	131,988株
2	西野秀人 （昭和15年12月28日生）	昭和38年４月　当社入社 平成元年４月　当社カード事業部長 平成元年６月　当社取締役 平成４年６月　当社常務取締役 平成７年６月　当社専務取締役 平成12年６月　当社代表取締役副社長 平成13年６月　当社代表取締役社長 （現在に至る）	22,476株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
3	牛　尾　允　俊 （昭和20年１月１日生）	昭和42年４月　当社入社 昭和63年４月　当社第一金融機器事業部長 平成７年６月　当社取締役 平成12年６月　当社常務取締役 平成16年６月　当社専務取締役 平成17年４月　当社貨幣処理システム事業部長 平成18年６月　当社取締役 （現在に至る） 当社専務執行役員 平成19年６月　当社技術部門管掌 平成20年６月　当社技術機能管掌 （現在に至る） 当社執行役員副社長 （現在に至る）	16,284株
4	濵　野　政　一 （昭和21年７月30日生）	昭和44年３月　国栄商事株式会社（現グローリー株式会社）入社 平成６年４月　グローリー商事株式会社（現グローリー株式会社）東京支店長 平成７年６月　同社取締役 平成11年６月　同社常務取締役 平成18年６月　当社取締役 （現在に至る） 平成18年10月　当社常務執行役員、金融カンパニー長 平成19年６月　当社営業部門管掌 当社専務執行役員 平成20年６月　当社営業機能管掌、東京本部担当 （現在に至る） 当社執行役員副社長 （現在に至る）	8,800株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
5	松岡則重 （昭和19年９月５日生）	平成８年７月　当社入社 平成９年４月　当社経営企画室長 平成９年６月　当社取締役 平成13年６月　当社常務取締役 平成18年６月　当社取締役 （現在に至る） 当社常務執行役員 平成18年10月　当社総務統括部長 （現在に至る） 平成19年６月　当社管理部門管掌 平成20年６月　当社本社管理機能管掌 （現在に至る） 当社専務執行役員 （現在に至る）	11,200株
6	尾上広和 （昭和23年３月19日生）	昭和45年９月　当社入社 平成12年４月　当社自販機・遊技システム事業部長 平成13年６月　当社取締役 平成16年６月　当社常務取締役 平成17年４月　当社自販機・遊技・メディア事業部長 平成18年６月　当社取締役　常務執行役員 平成18年10月　当社自販機・遊技カンパニー長 平成19年６月　当社常務執行役員 平成20年６月　当社取締役　常務執行役員 （現在に至る） 当社経営企画室長 平成21年４月　当社経営戦略統括部長 （現在に至る）	7,700株
7	佐伯照道 （昭和17年12月28日生）	昭和43年４月　弁護士登録、田村・松田法律事務所入所 昭和48年４月　八代・佐伯・西垣法律事務所（現北浜法律事務所・外国法共同事業）設立、パートナー　弁護士 （現在に至る） 平成14年１月　グローリー商事株式会社（現グローリー株式会社）監査役 平成18年６月　当社取締役 （現在に至る）	2,600株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
8	佐々木宏機 （昭和17年２月15日生）	昭和40年４月　富士製鐵株式會社（現新日本製鐵株式會社）入社 平成３年６月　新日本製鐵株式會社輸出第一部長 平成７年６月　同社取締役 平成11年４月　同社常務取締役 平成13年６月　山陽特殊製鋼株式会社代表取締役副社長 平成14年６月　同社代表取締役社長 平成19年６月　同社取締役相談役 平成20年６月　当社取締役 （現在に至る）	1,300株
9	新島　昭 （昭和19年３月９日生）	昭和44年４月　パイオニア株式会社入社 平成７年９月　Pioneer North America,Inc.　取締役社長 平成９年６月　パイオニア株式会社取締役 平成10年３月　同社国際業務部長 平成11年９月　同社経営戦略部長 平成12年６月　同社常務取締役 平成13年１月　同社ホームエンタテインメントカンパニープレジデント 平成14年６月　同社専務取締役 平成16年６月　同社代表取締役専務取締役 平成20年６月　当社取締役 （現在に至る）	1,100株

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．佐々木宏機及び新島　昭の両氏は、社外取締役候補者であります。

３．社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

①佐々木宏機氏は、会社経営者としての豊富な経験及びグローバルな見識を有しており、現在、社外取締役として、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員としても、貴重なアドバイスをいただいております。これらのことから、今後も利害関係のない見地から的確な提言をいただくことにより、当社の経営体制がさらに強化できるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

②新島　昭氏は、当社と同様、研究開発を重視する企業での国内外における豊富な経験及びグローバルな見識を有しており、現在、社外取締役として、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員としても、貴重なアドバイスをいただいております。これらのことから、今後も利害関係のない見地から的確な提言をいただくことにより、当社の経営体制がさらに強化できるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

①佐々木宏機氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。

②新島　昭氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。

(3) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役との間に責任限定契約を締結できる旨を定款で定めております。社外取締役候補者であります佐々木宏機及び新島　昭の両氏が取締役に再選された場合には、両氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第４号議案　役員賞与支給の件

当期末時点の取締役９名のうち、社外取締役及び非常勤取締役を除く取締役６名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額4,300万円を支給することといたしたいと存じます。

以　上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご了承のうえ、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申しあげます。

１．ご留意いただく事項

（１）インターネットによる議決権行使は、当社の株主名簿管理人が開設する議決権行使サイト（http：//daiko-sb.gcan.jp）をご利用いただくことによってのみ可能です。

※インターネットにより議決権を行使されます場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

（２）インターネットにより議決権を行使された場合は、同封の議決権行使書をご郵送いただく必要はございません。

（３）議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

（４）インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（平成21年６月25日（木曜日））午後５時15分まで可能ですが、議決権行使結果の集計上お早めに行使していただきますようお願い申しあげます。

２．お手続きの方法

（１）http：//daiko-sb.gcan.jp　にアクセスしてください。

※「ＱＲコード」から議決権行使サイトへのアクセス方法

バーコード読取機能付き携帯電話で、左の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトへ接続してください。なお、操作方法につきましては、各携帯電話の取扱説明書をご確認ください。（ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

（２）株主様確認のため、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力のうえ、画面の「ログイン」ボタンをクリックしてください。

（３）同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」は仮のものであり、株主様以外の第三者による不正なアクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、株主様の任意の「新パスワード」に変更していただきます。

※「新パスワード」は、本総会の議決権行使期間中、議決権行使サイトへ再度ログインする際に必要となります。再発行はいたしかねますので、ご失念にご注意ください。

（４）画面の案内に従って、議決権を行使してください。

３．システム環境について

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

（1）インターネットにアクセスできること。

（2）パソコンによるインターネット接続の場合

①インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Internet Explorer Ver.5.0以上、または Netscape Communicator Ver.4.5以上を使用できること。

②招集通知の添付ファイルを参照するためのソフトウェアとして、Acrobat Reader Ver.5.0以上を使用できること。

（Internet Explorerはマイクロソフト社、Netscape Communicatorはネットスケープ社、Acrobat Readerはアドビシステムズ社の登録商標または商標です。）

（3）携帯電話によるインターネット接続の場合

①SSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

②以下のサービスが利用可能であること。

EZweb、iモード、Yahoo!ケータイ

（EZwebはKDDI株式会社、iモードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、Yahoo!は米国Yahoo!Inc.の登録商標または商標です。）

＜機関投資家の皆様へ＞

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使におけるパソコン操作等で ご不明な場合のお問合せ先（通話料無料）
株式会社だいこう証券ビジネス 証券代行部（ＩＴヘルプデスク） 電話０１２０－９１１－８６０（受付時間:24時間）

なお、上記以外の株式に関する各種お問合せ先は以下のとおりです。

株式会社だいこう証券ビジネス　証券代行事務センター

・株式事務に関するご照会　　電話０１２０－２５５－１００

・特別口座に関するご照会　　電話０１２０－３５１－４６５

［受付時間:9:00～17:00（土、日、祝祭日、年末年始を除く）］

以　上

株主総会会場ご案内図

兵庫県姫路市下手野一丁目３番１号
グローリー株式会社　本社ウイングビル６階67会議室
電話番号　079（297）3131（代表）
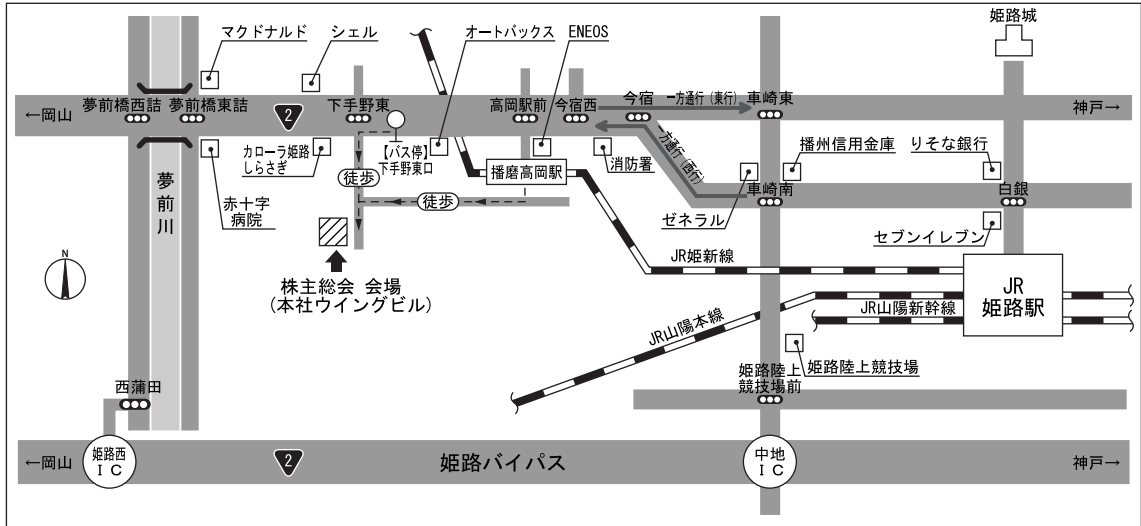
交通のご案内
- ●ＪＲ姫路駅より姫路市営バスまたは神姫バスにて「下手野東口」下車（約15分）
  「下手野東口」バス停より、徒歩約２分
- ●ＪＲ姫新線「播磨高岡駅」より、徒歩約10分

会場周辺地図

ＪＲ姫路駅周辺地図